

播磨町駅前町有地貸付事業（駐車場）仕様書

1 事業の目的

播磨町は、山陽電鉄播磨町駅前の町有地について、有料時間貸駐車場として民間事業者
に貸し付け、民間事業者はその運営ノウハウを活用し、当該駐車場の効率的な利用促進と
利便性の向上を図る。

2 貸付物件

所在地	貸付面積
加古郡播磨町東本荘1丁目388番5	399m ²

※貸付物件の所在地は、資料1のとおりである。

3 貸付に関する条件

(1) 用途

有料時間貸駐車場として整備し、機械により管理を行う駐車場とする。

(2) 対象物件の使用方法

駐車場の開場時間は24時間とする。

(3) 貸付の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5の規定に基づく普通財産の貸付
とする。なお、民法第601条に基づく賃貸借契約とする。

(4) 貸付期間

令和8年1月15日（木）から令和13年1月31日（金）までとする。

ただし、貸付開始日までに駐車場管理に必要な機器等の設置に係る期間は、別途、
町と借受候補者が協議し決定するものとする。

(5) 貸付料

貸付料は年額とし、最低貸付額は年額686,400円（消費税及び地方消費税を
含む。）とする。

貸付料については、播磨町が発行する納入通知書により、当該年度の4月30日まで
に納入すること。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日
を納入の期限とする。

なお、初年度にあつては、令和8年1月15日から同年3月31日分を令和8年2月
16日（月）までに納入すること。

(6) その他の費用

有料時間貸駐車場の設計、整備、工事、運営及び維持管理、修繕等に係る費用及び
光熱費、通信費については貸付料とは別に事業者の負担とする。

4 使用上の制限等

- (1) 事業者は、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をする事はできない。
- (2) 事業者は、対象財産の土地に建物等を設置することはできない。

5 事業者の責務

- (1) 事業者は、善良なる管理者の注意をもって対象財産を使用すること。
- (2) 事業者は、対象財産を使用して行う事業に伴う一切の責任を負うこと。
- (3) 事業者は、対象財産の使用にあたり、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

6 契約の解除

事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがある。この場合において、事業者が播磨町又は第三者に損害を与えたときは、すべて当該事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

- (1) 事業者が前述の「使用上の制限等」に違反し、又は「事業者の責務」を果たさないとき。
- (2) 事業者が貸付期間開始日までに有料時間貸駐車場を開設しなかったとき。

7 貸付期間終了時の条件等

事業者は貸付期間が満了し、又は前述の「契約の解除」により貸付を解除されたときは、直ちに自己の負担で対象物件を原状に回復して返還しなければならない。この場合において、事業者は、播磨町に対して返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切の金員を請求することができない。

8 駐車場の整備

事業者は、提案内容に基づく事業計画により、自らの責任と負担において有料時間貸駐車場の整備、運営及び維持管理、修繕等を行うものとする。

- (1) 地方自治法及び駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）を遵守すること。
- (2) 車室、車路及び設備配置については、十分に安全を確保すること。
- (3) 整備工事開始前に、播磨町と整備内容及び施工について十分な協議を行うこと。

9 機器の設置

対象物件について、駐車場の運営に係るすべての設備及び機器等を設置することを条件とする。

10 利用者対応

- (1) 有料時間貸駐車場に関する近隣及び駐車場利用者への対応は、事業者が一切の自己責任で行うこと。
- (2) 駐車場運営においてトラブルが発生した場合、速やかな対応を図ること。

11 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報を他に漏らさない体制ができるものとする。
- (2) 事業者は、駐車場の利用台数、稼働率、その他のサービスの利用状況等について、播磨町に提供するものとする。

